

神戸市須磨区備見台町1-3-1

赤木真澄方

日本ニコミセンター

郵便番号 654

月2回(1日・15日)刊日標

直接購読制(送料含)

10号分200円

頒価 1部 20円

Meta

6 番目の被告としてのノート(後編)

仮装としての被告とは何か

私たちは、法—国家による規定やそれと競立する固有の存在条件に規定され、しいられた仮装をしつつ生きざるをえない。それをあらためて確認し、転倒している契機としての裁判闘争が始まろうとしている。

異常な(ノ?)服装や、歌や、雪のように舞う紙片……などは、すべての斗争手段や表現方法と同じように、< >としての仮装をいってくる力に対する反撃の模索であろう。

ところで、きみにとって仮装とは何か。

裁判官、廷史、検事、弁護士、傍聴人などは交換可能であるのに、被告だけが交換不可能であるのは矛盾していないか。法的時・空間においては、被告こそ最もしいられた仮装者であり、かれにとっては被告を出現させるこの世界の仮装性を解体していく仮装者として登場する他に生きる道がない。

一方、権力によって同じ時・空間に召喚されている、いわゆる被告たちは、まだ外在的にしいられた統一性しか与えられておらず、真の内在的な統一性を創り出す仮装者とはなりえていない。

従って、私は、何かの力にひきよせられてこの裁判にかかわっている全ての人間たちに、仮装とは何か、とりわけ仮装としての被告とは何か、を追求するように要請したい。

もちろん、私自身もこの要請に従って、権力や存在条件の矛盾を適用しつつ、なにかのかへむかって仮装し続けていくであろう。

1970.12.24

なにかのKvooに

仮装被告(団) 松下 昇

さっきの声を聞いて、遠心→求心を一致させようと、それを流の間に埋める時間

わたしたちは、「条件……:一人でもやれるか? 舞台へではなく、場外へ出られるか? 政治相職以外のα・β・γ系を、自在に昇降できるか? 仮装が不要になつたとき仮装の罪で処刑されてもよいか?」(同右)という問いを受けとめ、なおかつ発言しうる地表に立たねばならない。

第一回公判では松下氏とBとKが身柄拘束され、第二回公判ではさらに松下氏とDとUが拘束され、

わたしたちは、「条件……:一人でもやれるか? 舞台へではなく、場外へ出られるか? 政治相職以外のα・β・γ系を、自在に昇降できるか? 仮装が不要になつたとき仮装の罪で処刑されてもよいか?」(同右)という問いを受けとめ、なおかつ発言しうる地表に立たねばならない。

これらすべてのときに生じる不安を階級関係と対応させて新しい組織をつくり出していく。そのとき、同時にきみたちの仮装そのものをはぎとりながら。(松下昇「六甲」第五章)

〔最小限としての註〕 註はここでは、なにかを含んだA・Vと同時に、姿を消してしまつたけれど、その意味こそ問われるべきだ。

(後編了 A)

A・V裁判がいまままでのところある意味では進行しているとしても、現実の審理としてはなにも始まっていない、という確認の上で、わたしは第一回公判で統一被告団会議の資料として配布された「仮装としての被告とは何か」というピラについて述べておこうと思う。そして、わたしはこれによって仮装とは何か、という問題提起に対して発言することによって、わたしたちこそが第六番目の被告であると言いつつ、このことは痛快であつたとしても、逃亡を許されない苦しさを感じさせることであるのだが。

第一回公判当日、裁判所構内で配布された文書(あるいは文書らしいもの)は、六甲隊の「出立宣言」、神大教対の「法廷等の秩序維持に関する法律」等のコピー、そして印刷されたばかりのA・V第13号、賛美歌合唱隊の「賛美歌」のコピー、そして前述の「仮装としての被告とは何か」であつた。わたしはA・V裁判へむかう表現の少なさを言うより、むしろこの場合においてさへ、松下氏の表現が突出してしまつてしまつておられるか、とこれら五種類の文書の次にあらわれたのが「紙吹雪」と名づけられた無数のA・Vであり、第六番目の表現が待たれたまま、閉廷させられた第一回A・V裁判は、ここにもその本質の一端をなすだろうから。

仮装としての被告とはなにか、そして、仮装とはいつたかどうか、ということなのか。わたしは松下氏の表現を引きだすまえに、わたしたちが強いられて仮装してくらしなくてはきているのだ、と言わねばならないだろう。わたしたちは、たとえ否応なくいつか死罪につきあわされておられ、時折あらわれるくらしの断片に再びとりかえしのつかない断片としての発言をしてしまつておられるだけだ、けつしてそれだけがわたしたちに仮装を強いておられるのではない、すべてにむかつて沈黙しておられるか、と望んだところで、それすら許そうとはしない苛酷な現実が、閉まれ、またそういう現実とのせめぎあいのなかで、情況とはなにかということを手で明らかにしようとする以外にない。

そして、不幸なことに情況とはなにか、その情況を変えることができないか、という問いに対して、今のところそれは表現不可能と言わざるをえない。——この不幸なさまが仮装を強いてくるものと一緒に思えるのだ。表現不能性について簡単に通りすぎるな、という声がかつたの内面であつたとしても、これらの苦しみを共有し合ったものとして、わたしは松下氏の表現を引きだそう。

これが対話している、という風なことを一瞬でも考えたものはここに集つてくれ。かんたんにいうと、この空間にAないV全ての組織構成員に、めいめいが仮装するのだ。きみたちのめいめいはこの空間にも、所属する組織にも、A・Vをつけていく。そして……

仮装するとき。所属組織の論理で対象を扱うとき。仮装者同志で会議・討論するとき。最大限一致と最小限一致のふくらみをもつ方針を一切の状況に投げつけ行動するとき。この投げつけや行動が、敵対者や無関心者から反射してくるとき。その反射が仮装者をとおりぬけるのに、更に仮装し続けようとするとき。

これらすべてのときに生じる不安を階級関係と対応させて新しい組織をつくり出していく。そのとき、同時にきみたちの仮装そのものをはぎとりながら。(松下昇「六甲」第五章)

わたしたちは、「条件……:一人でもやれるか? 舞台へではなく、場外へ出られるか? 政治相職以外のα・β・γ系を、自在に昇降できるか? 仮装が不要になつたとき仮装の罪で処刑されてもよいか?」(同右)という問いを受けとめ、なおかつ発言しうる地表に立たねばならない。

第一回公判では松下氏とBとKが身柄拘束され、第二回公判ではさらに松下氏とDとUが拘束され、

反 求

村尾建吉

わたしのA拒絶Vに悲哀はない

A拒絶Vについて。わたし(たち)のA拒絶Vとは、決して満腹にいたることのない、常に反照するA拒絶Vであり、最も愛するものを喪ったかからの内部を吹きまくる突風と、わたしたちの顔面をそっと撫でていくAなつかしいV微風との交感の空際から生じる

A拒絶Vであり、あらゆるものに航えつくした背後をすでに覆ってしまっているA拒絶Vであり、そのA拒絶Vは最後には笑うものを瓦解させるA拒絶Vでもある。

現在では、すでにA苦痛Vすらが、そのA苦しみVを、そのA痛みVを外側にはうりだしている。このA事実VはすでにA快楽Vを解体してしまっているということ

を示している。もうとっくに、A苦痛VがA快楽Vを孕み、A快楽VがA苦痛Vを分娩する古典的な状況は終焉してしまっている。A苦痛Vはなぜ美しいか。A快楽Vを孕んでいるから。A快楽Vはなぜ過激、なのか。A苦痛Vを孕んでいるから。

それにしても、AわたしVをA表現VしきれぬA苦痛V、A存在VしきれぬA苦痛Vはわたし(たち)をA生命VのA辺境Vへと備きうごかす。

A死者VのA無言Vがわたしたちを哀悼している状況を手厚く葬ってやれ。

Aいま、どうしてる？V A覚醒してますよ。V—すでに、A転じたVの姿勢を生みだしていても、閉じた瞳のまま、深夜、A目覚めVするためのA仮眠Vなのだと言いつける季節に突入してしまっている。

全てのA知識VやA文化Vは、生活者にとってのみ有効なのであり、どのようなA知識V(A文化)の断片といえども、生活者にとって有効でないA知識V(A文化)はない。

戦慄せよ。わたしたちが幻想性を除外するということは、換みゆく世界の求心(構造)と屹立しうる基盤に立っているということなのだから。

A法廷Vの扉を国家論の鍵で開けよ。

Aいま・ここVに在るAわたしVを転移(深化)させる状況を創構する、あるいはその契機を創出することがA罪を犯すVことなのだ。

うたうたうたの次は——

園林信康や中川五郎らを生みだしてきた大阪を中心とするフォークグループは、去年もナント移動劇場などで活躍していたが、かれらの運動のひとつであるフォークリポート誌が財政的に苦しくなると、季刊発行に踏みきったとたんに販売禁止となった。

「大阪府警察本部は一九七一年二月一五より(有)アート音楽出版発行の季刊雑誌『うたうたうた』に対して、『わいせつ図書』の名のもとに、その本社及び小売販売店から強権をもって当該誌を差しおさえ、押収しつづけている。又、発行人審政明に対して、『わいせつ図書販売罪』の容疑をかけた。(以下略)。(府審政に対する発行者たちの抗議文 二月一七日)

編集人のひとり保佐映氏は、「われわれ3人の編集人と、発行者に対して連日取調べが続けられているが、本来人間にとって、わいせつなもの存在しないのだ。ある想像力の範囲内で表現されたものがどのように他者を傷つけたとしても、それはすぐれて人間的な表現であるにすぎない。」と言い切っており、公訴↓。わいせつ。裁判も闘いぬくと云ってはいくから警察が、これら根強いフォークグループを根だやしにしてよとやっきになっても(少くともこの雑誌は女子高校生に人気がある)、しかも直接予約者だけでも三〇〇を下らない実績をたっただけの季刊雑誌で作ってしまった

たのだ)、編集・発行人とも完全に闘うべく、季刊第2号(印刷所)にまで府警の押収は続いている)を発行しようとしている。

「フォーク・レポート」季刊第2号は、ベルメールの「夜ひらくバラ」を表紙に掲げ、3月10日頃、主な楽器店から発売される予定である。

「闘争史」とは何か、を問うてゆく過程こそが大切であると考えるわたしたちは、発行をめぐる実践的論争を全体的な流れとしてゆくべく、わたしたちがこれまで為してきた討論の内容をまとめることで問題提起をしたいと思ふ。

(仮題)神戸大学斗争史発行委員会発行「A闘争史V発行運動を問う為」(その一)前文より)

「ピラからだけでなく、つよやき、表現を現在の目付から照射すること」(いくつかの問題提起のひとつ)を、このA闘争史V発行者たちは強いられるだろう。それは、いうまでもなく困難なA闘争史V生成過程であるが、その困難さのおんだけ、A闘争史Vはその表現性を深化させることができるのであって、それ以外に意味を見出すべきものはもはや現在の状況にないのかも知れない。

「A闘争史Vは、神戸大学におけるなものかのA闘争史Vであり、A闘争史発行委員会Vはいまその発行過程で予約購読者を募集している。実際の発行は六月頃になるが、価格千円で、『前史』発行済清水早子あてに申込みされると、その手続は一応完了するはずだ。

「闘争史」とは何か、を問うために

かからの問題提起を全文掲載するだけの余裕はいまない。ただ、そこでいくつかの根本的な問題提起があったことを言わねばなるまい。つまり闘争誌括を擁護はやるんだと言っただけの者や、もともと不可能なんだと軽く言っただけの者に苛立つことに、なにかわからないものを見出したもうひとつの世界からの発言がある。なんにも言うことのできない苛立ちこそほんのりであったかもしれない。ならば、沈黙のみがA闘争史Vを物質的に支えることができない現状であることを、いっただいまい何ものをしてこのA闘争史Vを支え、かつ発行することができるのだろうか、と考えてしまふ。

記憶：…蒼白い肉体の群から、ひとりの死面が立つ。黒々とうがたれた双眼のものはやれることをやめた虚孔に背後からの残像が光と影をなす：喪失

(告 白)

小説集『序曲』 (矢島輝夫・松下昇・加藤聖之・浮海啓) 800円 〒50円

初期ノート増補版 (吉本隆明) 1200円 〒70円

試行出版部
 965 会津若松市小田山花見ヶ丘63 川上方